

総 務 経 済 委 員 会

招 集 年 月 日	令和 5年 9月26日				
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室				
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時00分	委員長	滝本 幸夫	
	閉 会	午後 1時40分	委員長	滝本 幸夫	
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠	
	寺田 悟	○	滝本 幸夫	○	
	福永 桂子	○	楠 浩幸	○	
	荻野 利明	○	神谷 里枝	○	
説明のため出席した者の職・氏名	産業部長	太田 英明			
	産業振興課長	工藤 崇裕			
	課長代理兼 農業水産振興係長	吉田 善行			
	市民安全部長	山本 健介			
	保険年金課長	佐原 敬			
	保険年金課主幹	山中 裕美			
	国保年金係長	藤田 由記子			
	後期高齢者医療係長	榊原 弘美			
	健康増進課 健康政策係長	辻村 圭一			
	健康増進課 健康づくり係長	高須 永味子			
健康づくり係保健師	森田 ゆかり				
職務のため出席した者の職・氏名	局長	山本 信治	書記	戸田 匡哉	書記 白井 麻貴
会議に付した事件	令和5年9月定例会付託議案審査				
会議の経過	別 紙 の と お り				

傍聴議員：竹内祐子

総務経済委員会会議録

令和5年9月26日（火）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前9時58分 開会〕

○滝本委員長 改めまして、おはようございます。

時節柄寒かったり暑かったりでね、皆さん体調を万全にさせていただくのは大変だと思いますけれども、今日は総務経済委員会の委員会ということで、お付き合いをお願いいたします。

よろしく申し上げます。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

なお傍聴の要望がございまして、竹内祐子議員が傍聴しておられますので、よろしくをお願いいたします。

本委員会に付託されました議案については3議案ございますけれども、ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑、一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきますようお願いいたします。

なお、会議録制作のため、マイクを手前に向け、スイッチの入れ忘れのないようお願いをいたします。

また職員が資料確認等のため、審査の途中に、委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 よろしくをお願いいたします。それではそのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう静かに出入りするようお願いをいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

3議案ございまして、はじめに、議案第72号湖西市農地等災害復旧事業分担金徴収条例制定についてを議題といたします。

議案書12ページから13ページとなります。

これより、質疑を行います。

1条から順に審議を進めさせていただきます。最後に全体を通しての質疑を行うという方法で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 それでは、そのように進めたいと思います。

では、第1条について、質疑のある方はございませんか。楠委員。

○楠委員 1条、これ条例の目的のようなものだと思うんですけども、何か分かりにくい条例だなと思ったんですよ。というのが条例が、分担金を徴収するための条例っていうふうに記載があるんですよ。これよくよく趣旨を考えたりますと、補助条例じゃ駄目なのかなっていうふうに思ったんですけど、もう1回、ここの条例制定のそもそもの目的、徴収条例になってるっていうこの辺りをもう少しちょっと分かりやすく説明いただけるとありがたいです。

○滝本委員長 産業振興課長

○工藤産業振興課長 お答え申し上げます。

こちら国の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づいて、県に対して国が補助し、県が市に対して補助する定めがあるので、まずその市として施工することになっていまして、その施工するにあたり、分担金をその農家の皆様から徴収するためにこのような条例をつくっております。

加えて、市の単独事業をするにあたって、国と同様のスキームでやるので、補助事業をやるためにこの分担金を徴収させていただいているような形になっております。

まずは市で施工するので、分担金を徴収する必要があるということです。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 あくまでも補助を国と県と市で担う。ごめんなさい。市が補助を行って、全体に対して、8万から40万の間でその補助率が変わってくるっていうふうに理解をするんですけども、それが補助条例ではなく、分担金を徴収する、分担金を徴収するために条例が必要なのか、それとも補助をするっていうだけでいいのか。なんでわざわざ徴収をするための条例を起さなきゃいけないのかっていうのをちょっと疑問に思います。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 この条例ですけど、まず、二つ種類があると思っていて、まず国のやる事業と全然別で、それ同時に出ないで市の単独の事業がありますと。その上でその国のまず事業に関して言えば、先ほど答弁したとおり、国から県にお金が入って、県から流れてきて、市にお金が、市に補助がされるので、まず市で施工するんですよ。施工するにあたって、分担金を、何で補助じゃないといけないか。すみません。

○滝本委員長 産業部長。

○太田産業部長 それじゃあちょっと簡単なんですけど、市が施工する。まず災害が、復旧があったときにですね、市が事業主になるんですけど、そのためにどういった復旧がいいのか、農家さんと市のほうと協議をして、その了解を得た上で復旧作業にあたるっていう。その事業費に対して、分担金としていただくっていうような形に、徴収するっていう形なんです。

補助金になりますと、例えば保険とかですね、そういったときだと、農家さんが事業主みたいな形で復旧して、それに対して補助金を与えるみたいになるものですから、まずはこの制度を、国のほうがですね、事業を行うとき、復旧事業というのがあるんですけど、それに対しては市が施工主になって事業を進めて復旧して、その事業費に対して、受益者から一部負担いただくっていうような、そんな制度になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 主体が、その復旧の事業の主体が市にあるから、被災した農地の所有者さんにその分担金を求めるっていうようなスキームになっているってことですね。なので、でもトリガーになるときに、いやここがっちゃってますわ、というふうに申請をするのは、農業者さんじゃないのかと。それはそのあたりも、トリガーも市が主体っていうことでいいですか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 トリガーというか、まずこの災害がまず国と同じ、豪雨が24時間に80ミリとか、そういう災害の条件がまずあって、そういう災害が起きたあとに、今までもそうですけど、農家さんとかから崩れたよとかっていう連絡あるので、そういうところに対して職員が現場に行って確認をしています。その中で当然、部長からも言っていたように、市が事業として発注するんで、その事業として発注するには公共単価とかそういうもので発注するので、ちゃんとその現場を確認した上で、あとは当然負担金があるものですから、使う使わないみたいな御判断をいただいた上で、この事業を合意が取れば市としてやるってことになるので、その申請行為っていうとちょっとあれですけど、一応合意の上で災害が起きたあとに崩れたよってことがあれば、行って確認して、このスキームに乗って、ものを進めていくっていうことは、形になるかと思います。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 あくまでも主体が、事業の主体が行政側にあるよということで市民からはその分担金を求めるための条例ということで理解しました。ありがとうございました。

○滝本委員長 よろしいですか。荻野委員。

○荻野委員 今聞いててもよく分からないんですけども、国や国のほうへの分担金というのはあるんですか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 お答えします。国の事業を使っても、分担金を徴収することはあります。

お答えになってますか。

○滝本委員長 萩野委員。

○萩野委員 国のほうへも払って、市のほうへも払うってこと。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 違います。まず国の事業と市の事業というのは、まず共存しません。どっちかです。

規模が大分大きいときは、国の事業を使うことになると思うんですけど、その国のときも、決められた割合に応じて分担金が発生しますし、その規模が小さい40万円以下ぐらいの規模であれば、その市単独の事業になるんですけど、その場合にも、その分だけ発生するってそういうことです。

だから国と市に両方払うっていうことはないです。

○滝本委員長 分かりましたか。大丈夫ですか。福永委員。

○福永委員 この根拠法令っていうのは国のほうにあるってことですね。今の御説明だったら。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 根拠法令ですけど、一応、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律という法律、通称暫定措置法と言ってますけども、その法律がございます。

以上です。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 国のほうのそういう法律があるならね、わざわざどうして条例を制定するのかっていうことを多分、楠さん聞いてらっしゃったのかな。違うか。

これ、制定されますよね。それは、何か意味がありますというか、何か利益があるんですか。例えばその国の制度よりも補助率を上げるためであるとか、そういうことではないということ。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 お答え申し上げます。

その利益があるとかじゃなくて、国の事業をするにあたって、分担金の徴収は必要になるので、その分担金の徴収をしっかりとできるようにするために、まずはこの制度をつくってます。

その結果、今回の条例と別ですけど、その市にある単独の補助事業に対しても同じ条例を適用して分担できるってだけなので、まず国の事業をするにあたって、そもそも分担金を徴収する必要があるのでちゃんと定めたっていうことです。

以上です。

○滝本委員長 いいですか。

ほかには何かございますか。大丈夫ですか。

次は2条で何かありますか。楠委員。

○楠委員 2条のところで定義なんですけれども、議員全員協議会の中で、資料、提示していただいた2番目のところの、この市単独農地災害復旧事業新設の概要というところなんですけれども、その中に24時間の雨量が80ミリ以上の降雨と、さらに農業振興地域内、いわゆる青地が対象ですよというふうに限定をしてあるわけなんですけれども、この限定された根拠のようなものがあれば伺いたいと思います。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 お答えします。

まず雨量のほうですけども、こちら先ほど申し上げた暫定措置法のほうに、第2条第5項に規定されています異常な天然現象というものについて、降雨については24時間雨量が80ミリ以上というふうに明記されており、その基準を適用しています。

そこは国と一緒にということで、青地のほうに関してはこの条例のほうには当然青地っていうの出てこないんですけ

ども、青地はその市の単独事業のほうでの事業を実施するにあたって市として青地のみに限定したいということで、全協の資料のほうには青地ということを書かせていただいております、このところは当然白地は割と本来そもそも個人のものっていうのは個人で直すのが原則としてある中で、一応農地を国のほうもあって、農地の維持というのは喫緊の課題だし、こういう災害が理由で、その耕作を諦めてしまって、耕作放棄地とかになってしまうと、それは悲しいというか、市としては防がなければいけないことなので、まずこういう制度をしっかりとやろうと思っております。

その上で青地・白地で言えば、白地っていうのは、農地転用とか結構可能であったりする農地ではあるので、まずは優先的に青地、しっかりと耕作していただけてる青地っていうものを対象に市としてはやらせていただいているということです。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 白地の場合は家が建ったりだとか、というような可能性もあるよっていうことと、やっぱりこの議員全員協議会の資料のところにもあるように、耕作をやっているところが大前提だよというようなところなんです。

ちなみに、一般的に事業者に対してなんですけれども、これ共済保険とかそういったものは農業者は入ってるのかなのか、ちょっとその辺も合わせて伺いたいですけどいいでしょうか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 まず土地に対する保険みたいな実は制度がなくて、ただ例えば被害を受けた収入保険みたいなところはあるんですけど、こういうものが、そもそも畑が壊れちゃいましたみたいなところに対して保険でできるようなものがないので、実際起きてしまうと結局本人の直していただくことに頼らざるを得ないっていう状況ではあったので、国もこういう制度があるので市でもやりましようっていうような判断でやっています。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 趣旨がよく分かりました。ありがとうございます。

○滝本委員長 ほかに。寺田委員。

○寺田委員 今に関してなんですけども、登記上はですね、農地の青地でもですね、実際にはですね、不耕作地とか、耕作放棄地ですね、中にはミカンの木1本だけ植えといて、これやってますよとか、あと家庭菜園程度ですね、ちょっと、1畝、2畝だけで耕してですね、自分のところで消費する分だけ作ってと、それで農地ですよと云ってる方もですね、中にはあるんですけども、そういったのもですね、青地であれば、全て保障されるってことですかね。受けることができるんですかね。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 お答えします。

青地だったら全て対象ということではありません。まず青地農地のうち、その耕作もしくは肥培管理をしっかりと行っている土地または耕作可能な休耕地ということで、田や畑や果樹園等が対象になるので、全部が全部、青地だからといって対象になるんじゃないくて、もう草ぼうぼうであったりとかそういうのであれば対象にならないということになります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 その辺の判断というのは、どなたがやるんですか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 まず休耕地のほうですけど、我々がまず、市役所職員が当然、先ほど申し上げた災害が起きると現場に行ったりとかして確認するので、そのタイミングで、そもそも耕作してないですよっていうことは分かりますし、もっと言うと1年に1回遊休農地パトロールっていうか、耕作放棄地のパトロールしているので、そういうところでも耕作してるしてないっていうある程度データありますので、そういうのを基にやってるやっけないって

う判断をこちらでさせていただいて、対象とするかしないかっていうのを決めるということになります。

以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 現場行って、見て判断するという事なんですけど、何か基準みたいなものはつくりますかね。例えば、その面積に対して何分の1以上ちゃんと耕作してるとか、耕作が可能な土地として準備しているとか。そういった基準ですね。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 一応、国の遊休農地の調査の基準みたいのがあって、そのいわゆる2号遊休農地っていうものまでを対象にして、その2号遊休農地っていうのは農業上の利用の程度が、その周辺地域における農地の利用の程度と比較し、著しく劣っていると認められる農地っていう基準があるんですけど、その基準を基に、ちゃんと対象になる、対象にならないっていう判断させていただくことになっています。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。今の件については理解できました。

それですね、この2条ですね、対象のところ、農地等ということになってるんですけども、このもともとの国の補助のこの法律のほうですね、こちらでは農業だけじゃなくて林業も水産業もですね、全て含まれてるんですけど一次産業として、この今回のこの条例については、農業だけを対象にしてるように見えるんですけど、それはどうしてですか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 まずこの暫定措置法ではおっしゃるとおり、その水産業とかも対象にはなっているんですが、市としてはまずその農地だけを今考えていまして、あくまでも農地を維持したいっていうところにスタートがあるので、そういう意味で農地を今対象にさせていただいてるっていうことなんですけど。

○滝本委員長 産業振興課課長代理。

○吉田課長代理兼農業水産振興係長 そもそも水産業については、漁港の管理が市になっているものですから、その受益者の分担金を徴収してやるっていうことは想定されてなくて、漁協の、例えば破損だったり、災害による破損だったりっていうのは、市で行うべきものなので、この分担金徴収条例には適してないものから入れてません。

林業については、そもそも林業従事者がそもそもいないんですけれども、湖西市内で、施業している、林業として木を保育している、切っているところがないものから、今回は入れてないです。

発端が6月の3日の台風2号から、農業者からの相談が多かったものから、とりあえず浜松市とか静岡市とか県内に調査をかけまして、一応浜松市さんとか静岡市さんのような農業に特化した、分担金徴収条例を今回あげさせていただいたっていうところがございます。

以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 もともとの国のほうの法律が一次産業ですね、林業・漁業含めて想定してるものから、現在のところがね、林業者がいないとか、漁業が組合に漁協の関係で、市のほうが担当してるからということですね、最初から入れないということだと、その後ですね、林業者がですね施業があったりとか、漁業の組合のほうも今いろいろやっていますよね。合併したり入出のほうがなくなったりとか、そういうことがあったりするものから、それで、またその将来ですね個人ですね、そういう組合に属さずにですね、そういう始めたいという新しい若い人たちが出てきた場合ですね、そういったとき、またこれちょっと合わないから条例改正せないかんとかですね、そういうことになるとですね、またいろんな手間が出てきたり、そのときにまたいろんなことをですね、皆さんで検討しなきゃいけないと思うんですけども、国に準じてやるんだったら国に準じた形ですね、それで規模を縮小してその40万円

以下の対象ということですよ、今回の。国が40万円以上やってくれるわけですよ。ですからその漏れをなくすという意味ではそうやって最初から入れたほうがいいんじゃないでしょうか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 まず漁業のほうですけど、組合に加盟しないっていうか、その漁業者に対してどういう救済をするかっていうことだと思うんですけど、まずその漁港が崩れた場合はそのさつき吉田が答弁したとおり、市の持ち物で、市が直すので、ベースとなる基金はある種市で対応ができるので、個人に対しての支援をするのはまた別のお話なんじゃないか、この条例とはまた別の世界線なんじゃないかなということだと思っているんですけども。

国のほうも、漁港であったり林道であったり、あんまり個人が所有をしているようなものじゃなくて、あくまでもこの自治体においてきて自治体がやるような事業は対象になっているのでそういう意味では、別にこの湖西市に限ってはこの林業であったり、漁業であったりを入れ込む、要は個人がやるような、市がやるような事業なので、何だろう、個人から分担金を負担してこの林道とか漁業をやるのがあまり見込めないんで、入れてないってだけなんですけど、入れなくていいんじゃないか、実態がないので、入れなくていいんじゃないかなというように考えております。

○滝本委員長 ちょっといいですか。

今、話ししてるのは、農業に対する話になってるんで、最初から。それ以外のことはまたちょっとあとで質問する形でできますか。細かいことをずっとやるとすごく長くなっちゃうんで。それじゃもう続かないんでね。これに対することで集中的に行きたいと思いますんで。申し訳ないけど。

あとで一応またその件に関しては、意見を言っていただけるように、意見に対して答えを言っていただけるようにしてください。

そのほか、いかがですか。荻野委員。

○荻野委員 こうした条例というのは、静岡県内でどれくらいあるんですかね。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 全市町にあるようです。40万円以下のこの分担金徴収が浜松市であったりとか、静岡市であったりってところがやってるってことです。

○滝本委員長 荻野委員。

○荻野委員 湖西市が一番最後ってこと。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 この分担金を徴収するための条例は、湖西市もお金を徴収するスキームは別にあっただんですけど、改めてこの災害に対してしっかり対応できるように作り変えたってことなので、今までも徴収はできたんですけど、ただこういう制度ではできてなかったんで、補助金の分担金を徴収する条例があるのは、先ほど言った浜松市か静岡市だけなので、そういうところに準じてやっていくと。

○滝本委員長 荻野委員。

○荻野委員 分かりました。

○滝本委員長 ほかにいいですか。福永委員。

○福永委員 農業用施設に、農業用ハウスっていうのは含まれるのかどうかっていうのをお願いします。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 農業用ハウスは、暫定措置法の農業用施設には当たらないため対象にはなっておりません。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。それと、原型に復旧するがあるんですけど、これがちょっとよく、なんか分かりにくいんですね。その原型の定義について、伺いたいと思います。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 原型、元あった形ということで、原型復旧は通常のり面であればのり面にしっかり戻したり、素掘りの側溝みたいなものだったら素掘りのもとあった側溝に復旧するっていう、ある種もとあった形に戻すっていうことが原型復旧かなと思います。

以上です。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 例えば災害でね、そういう災害が起きるってことは、もともとちょっと曲がり方がおかしかったとか、何か問題があって、そこが崩れたとかいうことがあるかもしれないですね。そういう場合別に元に戻すというよりも、そういう災害が起こらない形で元に戻すっていう、そういうふうに理解してよろしいですか。

だから、明らかにこういうふうにするほうが、水の流れがいいとか、もういろいろあると思うんですね、農地って。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 そもそも、これ別に増強工事じゃなく復旧工事なので、あと加えて当然現場に対して行って、職員が行って現地確認して、やるので、多分現場現場でいろんなパターンあると思いますけど、当然市役所が行ってちゃんと判断してやるんですけど、前提としているのは、あくまでも復旧なので、何か新しいことをやったりとかっていうのは、制度的には難しいんじゃないかと思います。

ただ、基本はそうなんですけど、暫定措置法の7条にも復旧することは困難とか不適切な場合っていう場合は必要な措置はできることにはなってるんで、そういう場合もあるかもしれないんですけど、原則としては復旧だということを御理解いただけたらなと思います。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。ちょっと余裕というか、そういうところを含めながら復旧していくっていうふうに考えていいですね。分かりました。

○滝本委員長 ほかにいいですか。寺田委員。

○寺田委員 第2条第3号の受益者の定義において所有権等の権利を有する者とは、どういった対象でしょうか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 お答えします。

土地の所有者や耕作権を持っていらっしゃる方、耕作権っていうのは農地バンク法中間管理とかあとは農業経営基盤強化法とかで利用権みたいなことを設定できるんですけどそういう権利をもっていらっしゃる方で、本事業に利益を受けるものということで定義させていただいております。

以上です。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 もう1点いいですか。

この(2)のですね、災害の中括弧書きで書いてあるんですが、暴風洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象によりそういった災害をいうということで、その他の異常な自然現象というのはほかにどういったものを想定されてますか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 これ国の暫定措置法のほうですけども、ここにはないので言うと、火山灰とか、火山灰の降雨とか、津波、あとは干ばつみたいな干害です。あとは融雪、地滑りみたいなそういう災害が網羅的に入ってる感じはあります。

以上です。

○滝本委員長 ほかにございますか。

次いきます。

3条のほうですけれども、いかがですか。荻野委員。

○荻野委員 復旧方法はすべて市で設定して発注するのでしょうか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 農地のまず被災状況を、先ほどから答弁してる、農地の被災状況まず、この受益者の方と確認したあと、この措置法による農地災害復旧事業、もしくはこの市の単独の復旧事業の案内をして、それで希望があったらやるってことになるんですけど、国の場合はその市において、その被害面積とかを測定したりとか、設計をしたりとか、積算をして、国に提出してオーケーが出れば、対象の工事を発注しますし、市の場合は施工される方と市とあと受益者の方の3者でしっかり工法を話し合っ、納得というか、こういうふうにやりますよってことをアナウンスした上で、事業を実施するかどうか御判断していただいて、やるってなれば、一応受益者に確認をもらったあとに発注するということになります。

以上です。

○滝本委員長 荻野委員。

○荻野委員 で、最終的にはどこが発注するんですか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 市の事業なので、市が発注します。

○滝本委員長 ほかにはよろしいですか。第3条について。

次の4条いきます。神谷委員。

○神谷委員 国の補助金が40万円以上で対象となるっていうふうになってるんですけども、本条例に40万円以上の記載を入れている理由は何でしょうか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 まさに国の災害復旧事業は40万円以上が対象になってますけども、一体として事業を行ったほうが効率的な場合は、40万円を超える事業費を個人が負担することで、市の事業が活用できるので、国のほうにやると時間が結構かかってしまったりとか、そもそも対象になるかどうか分からないみたいなどころもあるので、うまく効率的に早くやりたいっていう場合は、この市のほうを40万円以上の分を負担していただくこととなりますけども、市のほうの事業を選択できるっていうことも一応可能性として残した上でこういうふうに入れさせていただいております。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 いま一度よく分からなかったんですが、国のほうは時間がかかるので、効率的に進めるためにあえてここに40万円以上を超える場合は、もう全額ですよね100分の100なので、受益者というか、個人の方にお支払いしていただくっていうことを、明記しておいてより早く復旧していただきたいっていう考え方っていうことなんでしょうか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 当然農家さんにも早く復旧して作業したいよって方もいらっしゃると思うんですけど、国のほうの制度を使うと、まずこの調査とか測量とか積算に大体2か月とかかかって、その上にその調査とか積算する予算は多分市で持たなきゃいけないくて、加えて、その結果、国の事業に採択されないみたいなこともある可能性があるので、そういう、相当大規模であれば多分いけるんですけど、そんなに大規模でない場合は、この市の事業を使ってやるほうが迅速に復旧したいよってというようなニーズに対しても答えられると思うので、こういうふう、仮に40万円以上になったとしても、その分を持っていただけるのであれば、その市の事業で面倒見るっていうことも考えてます。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 要するに、早くやりたい人のために一応記載しておきますよって、簡単に言うと、そういうことかなっ

ていうふうに解釈をします。

続いてよろしいでしょうか。

その4条の2の中に、受益者が2人以上いる場合っていうのは、当該受益者の所有または耕作に係る農地等の面積等を勘案して、市長が配分する額ってうたわれておりますけども、これ納得しなかった場合等ほどのようになるんですか。とかそういうことはちょっと飛んじゃいますけどいいですか、委員長。

第6条に必要な事項は規則で定めるってうたってますので、そっちで直していくのかどうかお聞きします。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 そもそも市が発注はするんですけども、先ほどから答弁しているように、受益者の方に御理解というか、負担金が後々発生するので、その納得がされなかったら多分発注しないっていうことにしかならないんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。納得しなければそもそも、条例を使うことがないっていう、そういうことなんですね。はい、了解しました。

○滝本委員長 ほかに4条についてはございますか。いいですか。

次5条、いかがですか。福永委員。

○福永委員 当該分担金の徴収を猶予すると書いてあるんですけども、具体的にどういうふうにされるのかということとをちょっと詳しく御説明してほしいです。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 農地等災害復旧事業分担金徴収条例の施行規則に定められた農地等災害復旧事業分担金徴収猶予申請書というものがあるんですけども、そちらに基づいて申請をしていただいた場合、申請内容を精査して、徴収を猶予しますというものですけども。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 もとがあるってことですね。それに合わせてやっていくと。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 分担金を徴収するのをちょっと待ってほしいよってことがあれば、こちらの猶予申請書を出していただいて、合理的な理由とかもこちらで判断して、精査して、認められるようであれば、徴収を猶予するということになるということです。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 市役所がやるってことですね。はい、分かりました。

○滝本委員長 ほかによろしいですか。楠委員。

○楠委員 同じく5条のところなんですけれども、市長は災害、盗難、やむを得ない理由によって、分担金を納付することが困難であるというふうに認めたときは、分担金の徴収を猶予することができるっていうふうにあるんですけど、そもそも災害にあってる事業者さんなんですけれども、納付が困難っていうのはどういう状態なのか、もう少し。これは規則に書いてあるってことなんですけど、どうなんですかね。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 規則のほうには書いてないんですけど、本当にこれこそいろんなパターンがあるかなと思うんですけど、例えば一緒に災害に巻き込まれてけがしちゃいましたとか、そういうことであれば、なかなかその方にさっさと払ってっていうものなっていうことあると思うんで、あくまでも申請があったらですけど、多分様々な御事情でちょっと払うのを待ってくれませんかっていうのは出てくると思うんで、多分税の徴収と多分近いものがあると思

ますけど、状況、状況に応じて判断をさせていただくということかなと思います。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 このいただいた議員全員協議会の資料で、現場確認して見積もり徴収終わってから工事を発注されるっていうスキームになってるんですけども、その時点でこれは払えんっていうふうな、この③のところで、5条でいうところの猶予を判断をするっていうことなんですかね。最初は払うって言ってたけども、払えない状況だったって、何か後出しじゃんけん認めるのかどうなのかっていうとこですね。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 制度的には多分後出しじゃんけんとかって概念はあんまなくて、申請があれば多分まずはそういうふうな、意思決定をするまでに出さなきゃいけないってことには今通知上になってないので、出てきた場合はそれを見て、判断かなと思います。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 あくまでも主体が市なので、それを飲む飲まないは事業者さんの判断になるところなので、そこを委ねるっていうことで理解しました。終わります。

○滝本委員長 ほかにございますか。いいですか。

次の6条。どなたかございますか。

よろしいですか。

全体を通して何かありますか。神谷委員。

○神谷委員 全体通してっていうことで、ちょっと一点確認させてほしいんですけども、例えば個人の方が持っている畑ののり面等が崩れて市の側溝を埋めてしまったっていうような場合も、どうなんですかね、分担金が発生するんですかね。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 国のまず復旧事業の場合は、その市の側溝の土砂、そもそも畑がちゃんと耕作しているという前提はあるんですけど、市の側溝とか土砂の撤去及びのり面の復旧は対象になってくるかなと思います。

市のほうも対象になりますが、結局その受益者から分担金は負担していただくことになりますけども、基本は対象になるということではよろしいかと思えます。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 はい、了解しました。

○滝本委員長 ほかにありますか。全体通して。福永委員。

○福永委員 同一年度内に再度当事業を利用することはできるのかどうかっていうことです。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 お答えします。

国の場合は、先ほど申し上げたとおり割と時間がかかるので、同一年度で複数回っていうのは、物理的に難しいんじゃないかなと思います。

市のほうは、制度的には採択基準に適合するような災害が起きて、また同じことが起きてしまった場合っていうのは、利用は可能ですけども、災害のたびに何か問題が起きているようであれば、むしろそれは多分土地に問題があるので、それはその持ち主の方とかにしっかり根本的な対策をしてもらえないかっていう相談をしていくことになるんだらうなというふうに思います。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 今ちょっと聞き逃したと思うんですけど、同じところは崩壊したらっていうことをおっしゃいました。

そうじゃないですよ。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 まず、同じところで別の災害、例えば6月に豪雨が降って崩れちゃって、直して、あんまりないと思いますけど10月にもまたすごい豪雨が降って、崩れちゃった。本当に同じように崩れちゃったということはゼロではないと思うんですけど、それはしっかり耕作やっていたら対象になってくるんですけど、あんまり同じようなことがぼんぼんぼんぼん起きるようであれば、それはそもそもそこに問題があるので、ちゃんと基盤整備からしていけませんかねっていうような相談とか含めてやっていくってことかなと思います。

ちなみに同じ人でも、違う場所でやってる場合は、それは別に農地にひもづいているので、それは対象になると。Aさんが古見と大知波で農業をやっている両方被害を受けたら対象になる。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。

○滝本委員長 ほかによろしいですか。寺田委員。

○寺田委員 先ほどのですね神谷委員の質問に、ちょっと延長させた形になるんですけども、例えばのり面が崩壊してですね、市の側溝とか農道埋めちゃったと。それに合わせて、一部民有地にもかかった場合ですね、その民有地のほうは対象とならないということでもよろしいでしょうか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 耕作してる畑とかから崩れてかかっちゃった場合は、その撤去するところに関しても対象になります。分担金徴集の対象になると。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうすると道路とか農道とかですね、側溝とその一部個人の本当に民有地の庭先とかそういう所にかかっても、その土砂の撤去費用も含めてっていうことなんですかね。よろしいわけですか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 畑ののりが崩れている影響っていうことが分かればだと。だからそれは多分、本当に個別個別の現場判断にはなるとは思いますけど、その家に民地に侵入してるのが本当に畑の土かどうかみたいなのとかはしっかり確認しなきゃいけないと思いますし、何でもかんでもオーケーっていうと語弊があると思うので、そこは多分現場判断ですけど、一般論としてこの畑ののりが崩れていて影響を及ぼしているのであれば対象になると。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 あとですね、この国のほうのですね、暫定措置の法律ではですね、適用除外条項が入ってるんですけども、こちらの市のほうは適用除外条項を入れなかったのは理由が何かありますか。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 すみません、ちょっと国のほうの適用除外が多分、その40万円以下のものがそもそも国の対象にならないので、適用除外ってことになってるんじゃないかなということなので。

国のほうの適用除外の5条、これ経済効果のちっちゃいものとかっていうふうに入ってるんで、その40万円、いわゆる40万円以下っていうところは国のほうが適用除外になっちゃうので、こういうふうに入ってるんじゃないかなと思うんで、市のほうでは別にことさら入れる必要もないのかなと思います。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 そうするといろんな耕作物とかですね、その農地・農業に関するいろいろな施設も入ってると思うんですけども、その金額とかそういったことは、一斉除外理由はないので全て40万円以下であれば、分担徴収金ですか、という形で、対応するということでもよろしいですかね。

○滝本委員長 産業振興課長。

○工藤産業振興課長 これ補助事業とある意味セットだと思うんですけど、補助事業がそもそも耕作してる青地だけが対象だって言ってるんで、そこである種限定がかかっているんで、それをさらに、オーバーライドして適用除外をつくる必要がなくて、補助金で青地の耕作してる農地って決めてるんで、そこで以上、ということになるのかなと思います。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 分かりました。全て対象になるということで、よろしいわけですね。

○滝本委員長 よろしいですか。ほかにはございませんか。

ないようですので、質疑を終結しこれより討論に入ります。

討論のある方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第72号湖西市農地等災害復旧事業分担金徴収条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○滝本委員長 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決めます。

暫時休憩といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○滝本委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は、一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきますようお願いいたします。

なお、会議録作成のため、マイクを手前に向け、スイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

それでは、議案第87号令和4年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。決算書は14ページから19ページ及び310ページから331ページ、主要施策成果の説明書は187ページから204ページまでとなります。

これより、質疑を行います。

質疑は、歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

はじめに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。楠委員。

○楠委員 それではですね、歳入の1款1項1目ですね。

一般保険者の国民健康保険税なんですけども、これ令和3年度と比較してですね、おそらく約6%ぐらい減少しているんですけども、その理由を教えてくださいと思います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和4年度の1人当たりの保険税額の状況なんですけど、一般の方がですね9万9,800円ということになっておりまして、合計で19位ということになっております。

県の状況としましては、令和4年度の速報値では、35市町の平均が10万2,102円ということになっており、湖西市としては若干低い水準となっております。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 ごめんなさい。聞いたのが、令和3年度と令和4年度を比較して6%減少してるんだけど、何でっていうふうに伺ってるんですけど。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和4年度についてはですね、保険税が減ってるのはですね、国民健康保険に入られている方が減ってるものですからだと思います。

以上であります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 こんなに減ったらもう多いかなどと思って。6%って結構大きいんですけども、それだけ人口減少が、人口減少と保険者の人数減ただけでよろしいですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

人口的にはですね、1万961人が令和4年度末の被保険者になっておりまして、令和3年度がですね、被保険者数が1万1,606人ということになっております。

そのところで、人口的には、そうですね、令和4年度については、1%ほど下がっております。

以上であります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 ごめんなさい。1%下がってるっていうのが、人口減。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和4年度については1万961人です。令和3年度末については1万1,606人です。加入率については、令和4年度が18.8%、令和3年度が19.82%ということで、そこから大体1%ほど下がっております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 1%保険者が減ることによって保険料が6%も減ってくることによろしいですね。それで理解して。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりでございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 分かりました。

○滝本委員長 ほかによろしいですか。寺田委員。

○寺田委員 1款のほうで、国民健康保険税は令和3年度と令和4年でどのように変わったのか、また、収納率は前年度と比較してどうなのかと。滞納者、収納金額というのも分かるのでしょうか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

保険税の税率については、令和4年度は資産割を廃止し、その減少分の調定額を所得割で補填することと、介護保険金の課税被保険者に係る世帯別平等割額を廃止し、その減少分の調定額を被保険者均等割額で補填する改正を行っております。

また、令和4年分の収納率は現年では96.1%と昨年度と比べ0.93%下がっております。また過年度では26.67%と0.51%上がっております。全体として見ると88.12%であり、これも0.27%下がっております。

長期にわたる滞納者は収入がなく、財産もないため、徴収が困難となっております。またコロナ禍の影響もあり

まして、令和3年度からの収納率は下がっていると、そんなことになります。

以上になります。

○滝本委員長 いいですか。楠委員。

○楠委員 すみません。今の質疑に関連してなんですけども、収納率が下ってるよっていう中で、不納欠損が令和3年度から比較すると半減してるんですけども、これどういうことなのかなと思ったんですけど。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和4年度においては不納欠損が113件です。令和3年度については182件になります。

その分で大体マイナスの37.9%が下がっております。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 いやいや。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 財産がない方が168件ありまして、財産がない方というのは、財産調査を行って、執行停止をかけまして不納欠損になっていくという話になります。

あとは、所在が分からなかったという話になるんですけど、これは行方不明になっていると、自宅に行っても実際はいないんですけど、いないようなお宅ですね。

あとはその他の理由としては、例えば、滞納者が死亡したりだとか、あとは相続人、相続してくれる人がいないとか、そのような場合になります。それが27件ありました。

合計で113件になっております。

不納欠損の前に滞納者に資力があるかどうかを調査して、資力があれば滞納処分だとか、なければ滞納処分の執行停止を進めています。それから過去の処分内容により、同年度の不納欠損金額の大小が決まります。

令和4年度の不納欠損については113件、令和3年度と比べて69件減少しております。1人当たりの不納欠損額は令和3年度が5万7,000円に対して令和4年度は4万9,000円と減少しております。

100万円を超える欠損者も、令和3年度2件あったのに対して令和4年度は1件となっております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 結論だけ要約して言っていただきたいんですけど。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

100万円を超える欠損者が少なくなったということと、令和元年度以降の執行停止の件数が少なくなったことによることです。

以上です。

○滝本委員長 分かった。今ちょっとよく分かんけど。楠委員。

○楠委員 分からないですね。何でそれが減ったのかが分からなかったんですよ。

○滝本委員長 減ったのは分かったね。国保年金係長。

○藤田国保年金係長 すみません、では補足させていただきます。

大型の100万円以上の滞納者が減ったというのは、多分お分かりになっていただけたかなと思うんですけど、執行停止ですね。執行停止をしてから3年後に不納欠損で落とすようになるんですが、令和元年度における執行停止、税務課のほうでかけた執行停止の件数が少なかったことによって、令和4年度の不納欠損が減っているという状況になります。

令和元年度、収納担当職員が、安易に執行停止をかけずに徴収を続けた結果であると認識しております。
以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 令和元年度に頑張ったということで、分かりました。ありがとうございました。

○滝本委員長 ほかに。寺田委員。

○寺田委員 その100万円以上の大型滞納者の減少で執行停止ということで減ったということですが、その悪質滞納者というんですかね、そういう方の滞納処分対策とかですね、徴収の方法とか、対象者の資格の適正化方策とかそういうことはあるんですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

収納率上げるために取り組んだことはですね、滞納整理については税務課を中心に取り組んでおまして、最初に税務課の取組みとしましては、滞納金額、滞納年度から滞納者ごとにきめ細かく判断して、財産調査の予告、最終催告、財産差し押さえ予告などを文書を使い分けて催告を実施しております。

また催告書等の送付をしても納付がないものや、納付相談に応じない者は、財産調査の上、財産の差し押さえを執行し、困難な案件については、静岡県滞納整理機構に移管するなど収納率の向上に努めております。

また次にですね、保険年金課の取組みとしましては、過年度分を滞納しているものについては短期証に切り替えましてですね、窓口交付することで、市役所に出向いてもらい、税務課との納付相談の機会を増やしております。

高額療養費の支給においても、滞納のある方については自動償還というものを行わずにですね、申請していただく際に保険税の充当をお願いするようにしていると、そういったことになります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 歳入におけます令和4年度は国庫支出金がなかった理由は何でしょうか。

令和3年度は、何でしたっけ。コロナ感染症対策の災害対策関係経費みたいので134万7,000円出ておりました。令和4年度はこういったものが入ってこなかったんですかね。そこを。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和3年度まで新型コロナウイルスの感染症などに係る減免に対する補助金として受けていたということになります。令和4年度からは一般会計の特別調整交付金に含まれることになったために、今年度は予算化はしていないということになります。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと余分になっちゃうかもしれませんが、決算書の14ページのところにはもうこの国庫支出金っていうところが省かれてしまっていて、監査委員の報告書等にはちゃんとゼロゼロで記載されてるんですね。ですので、できればあまり要望を言うてはいけないかもしれませんが、ちょっと調整していただけると分かりやすいかなと思います。終わります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 決算書の313ページで、説明書の188ページの4款2項1目2節の特別交付金の中の保険者努力支援分とはどういうものであって、前年度と比較しますとどうなっていますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

保険者努力支援分は、保険者としての努力を行う都道府県や市町村に対し、国が交付金を交付する制度であります。後発医薬品の使用割合や、保険税収納率など、適正かつ客観的な指標に基づいて評価され、評価により交付金が交付されるということです。

インセンティブ強化を図り、医療費適正化の取組みや国民健康保険固有の構造問題などの対応を通じて、保険者の役割を發揮し、国保財政基盤を強化することが狙いであります。

全保険者を交付対象としまして、交付額の算定方法は指標ごとの加点に被保険者数を乗じて、全保険者の算出点数の合計を占める割合に応じて、予算の範囲内で交付金が算出される取組み評価部分と、国保ヘルスアップ事業を実施している市町村を対象として、生活習慣病予防対策などの保健事業の事業費に応じて基準額の範囲で支給される事業費分と取組み支援分に分かれて交付されます。

令和4年度は取組み評価分として2,186万8,000円、事業費分としての506万3,000円が交付されています。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 前年度と比較してどうなりますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 前年度と比較して202万1,000円減っております。

令和3年度についてはですね、割かし点数が取れていたんですけども、令和4年度については点数が取れなかったということではないかなと思われま。

県内の順位についてもですね、県内では令和3年度について9番目だったんですけども、令和4年度については8番目ということになってるものですから、それであつてもちょっと点数が足らなかったという状況になります。

以上です。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 ちょっと中身の内容が全部分かったわけで聞いてるわけじゃないですけども、努力されたということでの加点だと思うんですけど、何が令和3年度は良く、令和4年度は、なぜ、どこが下がってきたのかっていうところは分かりますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 例えば評価項目のうち、重複、多剤投与者に抽出、指導については得点できたんですけども、改善状況の把握や医師との連携という項目については達成できずに、得点にできなかった点数が伸び悩んだということになります。

以上です。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。それ、ちゃんと原因が分かっているんで、それを来年度は良くしていくっていうそういう方向でいいんですね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりでございます。

○滝本委員長 ほかに、歳入についてございますか。楠委員。

○楠委員 6款1項1目ですね、繰入金についてお伺いしたいんですけども、この一般会計からの繰入金ですよ。これ補正予算で477万9,000円補正が入ってるんですけども、締めてみたら、一般会計に757万3,678円を戻してるんですね。繰入れた額よりも戻す額のほうが多いっていうことは、これなんかもう県からこれだけもう、ちゃんと出さないよっていう御沙汰があるってことなんですか。どうなんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 後ほどお答えさせてもらってよろしいでしょうか。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 はい、すいませんお願いします。

○滝本委員長 ほか、いいですか。楠委員。

○楠委員 ちょっと関連してるんですけども不用額についてもこの部分ではないんですけども、全体の不用額としてね、2億8,300万円余が発生してるんですね。

これ歳出の合計に対して大体5%ぐらいなんですけれども、毎年2億強、不用額って言うていいのかどうなのかちょっと分からないんですけども、上がってるんですけども、これはもう、来年度に向けてちゃんとお金が入ってくるまでのものなのか、この残しておかなきゃいけない何かルールみたいなのがあったりするんですかね。そこもちょっと教えていただければと思います。

全体ですよ。分母が大きいんでね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません、お待たせしました。

今年度残ったお金については、翌年度に繰越金として使用いたします。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 その額が2億円強、毎年必要なかってことなんですけども、それどっかに定めがあれば教えてもらいたいなど。

○滝本委員長 国保年金係長。

○藤田国保年金係長 お答えします。

定めとしては特に定めておりませんが、保険税が入ってくるまでと県からの交付金が入ってくるまでの資金ということで、毎年その程度見込んで繰り越しております。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 また予算のときに勉強させてもらいます。はい、ありがとうございました。

○滝本委員長 ほかにはございますか。神谷委員。

○神谷委員 先ほど楠委員が質問しました6款繰入金ですけども、前年に比べて1.5%増加って書いてあるんですけども、主な要因っていうのはどのように捉えていますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和4年度から施行されました、未就学児に係る均等割の軽減措置による繰入金が243万6,000円と増額しております。低所得者の支援対策として、保険基盤安定繰入金が502万3,000円の増額となっていることが主な理由として考えられます。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

それと、いいですかね、ちょっと細かいことをお聞きしますが、その中の④番の出産育児一時金等繰入金が、1,008万円ですけども、すみません決算ですが、この積算根拠をお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

時間がかかるようであればあとで結構です。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません。あとにさせていただきます。

○滝本委員長 ほかにございますか。

それでは歳入のほうはこれで終わらして、歳出のほうに行きたいと思います。荻野委員。

○荻野委員 高額療養費、これが令和3年8月から原則、申請が不要になったというわけなんですけども、自動償還の件数の実績を教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和4年度における高額療養費の支給対象者は3,813件あります。そのうち3,353件の88%を自動償還しております。

また残りの460件の12%を、従来どおり申請をしていただいておりますけれども、申請していただいている方は新規の高額療養費の対象者、自動償還を希望しない方、領収書の確認が必要となる国民健康保険税の滞納者などです。

以上になります。

○滝本委員長 荻野委員。

○荻野委員 分かりました。

○滝本委員長 ほかにございますか。楠委員。

○楠委員 2款1項1目歳出ですね。一般被保険者の療養給付費なんですけど、これまだレセプトのチェックとかは、中でやってるのか、業者がやってるのか、湖西市のコントロールなんですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 今はレセプト点検などは市のほうでやっていなくて、国保連合会のほうにお願いしていただいております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 そんな中でやっぱり気になったのが、柔道整復師のところなんですけどもやっぱりこういった診療に値するのかどうかというチェックはちゃんと確実に行われている、これはもう湖西市のコントロールではないっていうことなんですけども、そういった認識でいいですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 あんまとか電気、はり・灸とかマッサージだとかですね、不正受給への対応策はということでもよろしいでしょうか。

そういったことだと柔整についてはですね、多部位損傷の手術だとか長期継続手術だとか、頻回の傾向の対象者には国保連合会に委託してですね、抽出でアンケートによる聞き取りをしております。施術回数だとかですね、負傷の原因及び箇所、あとは領収書の受領などが施術申請書の内容と合っているかを確認しているということでもあります。

調査に疑問があればですね、県に情報等提供をお願いしております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 湖西市がコントロールできてないところなので分かりました。

もう一点ちょっといいですか。

今度、2款1項5目なんですけれども、審査支払手数料ですね。手数料ですねこれね。令和3年度と比較をすると、その件数が6,387件減少してるんですけれども、手数料が逆に170万4,383円増加してるんですけど、件数減ってるのに手数料が増加してるってのはどういうことかなと思ったんですけど、分かれば。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 その件については、今手元に資料がないものですから、後ほどということでもよろしいでしょう

か。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 審査のあとでってことですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません。ちょっとこの場ではお答えできないものですから、後ほどお答えさせてもらっても。

今資料を持ってないものですから、一度下に戻ってですね、取りに行ってくればお答えができるという話になっております。

以上となります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 先に進めといってもらえれば。

○滝本委員長 後ほどということで。神谷委員。

○神谷委員 2款3項2目出産育児一時金ですけども、件数が減ってることはもう分かっております。件数が減ったから歳出の金額も減っているということは分かります。それ以外に何か大きな理由とかあったんでしょうか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和4年度については、国民健康保険に加入している加入者の出産の件数が17件ありました。令和3年度についてはそれが多くてですね、28件ありました。令和2年度についても今とそんなに変わらない、令和4年度とあまり変わらなく、20件程度ありました。

以上になります。

それですね、それが1件当たり42万円なものですから、この額ということになっております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 それは承知しております。件数が減ってるってことは。

要するに、もう国保に加入している方で出産される方も、国保の加入者自体が減ってきているし、出産される方も減ってきているんだろうなっていうふうには感じます。

それで、先ほどちょっと歳入のほうで、他会計繰入金1,008万円、歳入のほうから入ってるんですけども、ここの関連性って他会計から1,008万円入ってきていて、この出産育児一時金だけでは、等って入ってますので何とも言えないんですけども、これが714万円の支出なんですね。そもそもどういった積算をしたんでしょうか。おおむね母子手帳交付とか何かで人数の把握とかはできると思うんですけども。

○滝本委員長 国保年金係長。

○藤田国保年金係長 お答えします。

前年度績で1,000万円あげておりまして、令和3年度の実績が高かったものですから、その分入れております。

実績に基づいて17名の出産で714万円、そのうちの3分の1が国庫補助になりまして、3分の2、476万円ですね。

残額といいますか、余った分に関しては9月補正で一般会計のほうに戻しております。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 返してはもらってるということなんですけど、そもそもの見積もりがどうだったのかなっていうのがちょっと懸念されます。こういった中で、双子とかね、出産された方は1人につき42万円ですか。だから2人産むと、その倍の82万円が祝い金で出ていきますよ。そこをちょっと確認させてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

1人の場合は42万円なんですけど、2人の場合はその倍ということで84万円になります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 あくまでも三つ子でしたよっていったら、とにかく42万円掛ける出産の子供の人数ということで、承知しました。ありがとうございます。

○滝本委員長 ほかによろしいですか。楠委員。

○楠委員 医療費を抑制をしていくっていう観点で、6款1項1目のほうで、例えばね、ジェネリック医薬品ですかね、長く啓蒙活動やられてると思うんですけども、最近の成果とか確認できるものがあったら、教えていただきたいと思います。

○滝本委員長 国保年金係長。

○藤田国保年金係長 お答えします。

医療費通知とジェネリック医薬品の差額通知のほうを年に6回、市のほうで発送しております、その実績のほうを、具体的な実績っていうことでよろしいですかね。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 比率がこう変化したとか。

○滝本委員長 国保年金係長。

○藤田国保年金係長 ちょっと金額的にはちょっと今申し上げられないんですが、通知の発送前ですね、ジェネリック医薬品の利用率のほうが41.99%であったものが、令和4年調剤分ですと56.42%、県の平均が55.35%ですので県の平均と比べて若干ではありますが高い数値になっております。

以上です。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 微増してる傾向にあるっていう理解で大丈夫ですか。

○滝本委員長 国保年金係長。

○藤田国保年金係長 そうですね。今後も通知のほうは発送していきたいと思っております。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 はい、終わります。

○滝本委員長 ほかにございますか。神谷委員。

○神谷委員 2款4項1目葬祭費です。これ国保に加入されている方が亡くなって、申請によって1件5万円、86件分ということなんですけども、こういった場合火葬場の使用料の未払いとか、そういうことはしっかり調査されたんでしょうか。この給付件数っていうのは、もう全て申請件数と同じなんですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 申請があればですね、5万円を差し上げる形をとっております。ですけれども、葬場だとかにですね一応滞納しているだとか、そういったことを確認はしていません。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、もうとにかく申請があれば担当課としては1件5万円お支払いしていただける。そういった払わなければいけないものがあったとしても、その調査はしないっていうことなんですけども、いいんですかね、そういうことで。

そうしますと、すみません、先ほどお聞きしましたけども、申請件数と給付件数っていうのは同じっていうことですね、まず一つは。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 それについては同じになります。

以上になります。

○滝本委員長 国保年金係長。

○藤田国保年金係長 補足させていただきます。

申し訳ありません、葬祭費のほうにつきましては、ちょっと確認がちょっと私どもできないんですが、出産育児一時金のほうに関しましては、税のほうに未納がないか確認をして、未納がある場合には、御本人さん了承の上そちらに充てさせていただいております。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 出産育児一時金42万円給付しますよって言ったときにはしっかり未納がないかどうか確認して、未納があれば、ある意味そこから少し対応させてもらって、やっていますよ。

はい、そちらは分かりましたけども、葬祭費の方はそういう確認が今までもされていないってことですかね。去年とかも。どうでしたかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません、その件についてはですね、もう少し確認させてください。

以上になります。

○滝本委員長 また確認したら一度話をしてください。

ありますか。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 すみません、先ほどの審査支払手数料の関係のことなんですけどもよろしいですか。

これは主要政策のほうのですね、196ページにあります。令和4年度版です。

令和4年度版の診療報酬の明細の単価なんですけども、61円ということになっております。令和4年度です。

令和3年度になりますけれども、それが51円であると。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 これは県からちゃんと定めがあったっていうふうに、県のルールってことで理解していいですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりでございます。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 分かりました。ありがとうございます。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 先にすみません、主要政策の1款2項1目の中の外国籍の方の被保険者数が載ってるんですけども、これは国保の対象になる方に対して、加入状況ってどうなんでしょうか。

つかんでいないようであれば、外国籍のね、それこそ移住定住促進もやってる中で、本当に国保に入っていたかなきゃいけない外国籍の方が何人いて、現在、被保険者となっている人がここに載ってるってことなんですけども、そういった数字がなかなかつかみづらいついてことですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 国民健康保険に必ず入らなきゃならない方というのはですね、社会保険に入っていらっしゃら

ない方は、国民健康保険に入らざるを得ないということを把握しています。

外国人の場合には言葉が通じないってこともあるんですけども、うちのほうでは外国語系についてはポルトガル語の通訳したものとか、スペイン語の通訳したものなどいろいろ用意してですね加入を図ってはいるんですけども、それであっても届け出がなくて、加入をすることができないという方が多くいらっしゃいます。

人数についてはちょっと誠に申し訳ないんですけどここではちょっと把握できてないもんですからということになります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 ここでは把握できていないってことは、下に行けばそういった資料を持っているって捉えていいんですか。それもそこまではやってないっていうお答え、どちらでしょうか。

○滝本委員長 国保年金係長。

○藤田国保年金係長 申し訳ありません。御説明させていただきます。

すみません、すぐぱつとちょっと出てこなくて、お答え遅くなってしまいました。

令和4年度の被保険者数のほうが1万961名、その内の外国人被保険者の方は447名となっております。

申し訳ないです。本当に国保に入っていたかなければならぬ数については把握しておりません。

○神谷委員 結構です。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 委員長よろしいですか。

先ほど葬祭費の関係のことなんですけれども、詳細分かりましてですね、詳細分かったというかですね、未納者へのですね充当などはしていないということになります。

理由については不明なんですけれども、今後経緯を確認して検討したいと思います。

以上になります。

○滝本委員長 はい、分かりました。

一応午前中の時間はもうこれきりになりますもんですから、あと午後に回しますので、一応、もう一回しっかり準備をお願いいたします。

一旦休憩ということで。1時から再開します。

午後0時02分 休憩

午後0時59分 再開

○滝本委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 先ほどのですね、神谷委員からのですね、質問内容なんですけど、出産育児一時金の積算の根拠ということなんですけど、令和3年度からのですね、実績を基にして計算しておりまして、その令和4年度の計上としましては36件分を計上しております。それに対して42万円を掛けまして、それで3分の1が県の負担になりますので、そのうち残りの3分の2の市の負担というものを掛けてですね、1,088万円という形になります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

先ほどもちょっと言いましたけども出産っていうと、大体母子手帳を受けて云々とあるので、実績に基づいてというのが36件、その前が二十何件でしたっけ、ぐらい、何かね、その辺でもう少し実態に合ったものができると思います。

ありがとうございました。了解します。

○**滝本委員長** 続きまして、ほかにはよろしいですか。

次。福永委員。

○**福永委員** 決算書の329ページで、説明書の202ページの特定健康診査等事業費について、特定健康診査及び特定保健指導の実施率は、前年度と比較してどうですか。わずかながら減少もしていますが、それはなぜでしょうか。

○**滝本委員長** 保険年金課長。

○**佐原保険年金課長** お答えします。

令和4年度の国民健康保険の加入者の特定健康診査の受診者数は、4,255人から3,959人に減少しています。令和4年度の対象者数が9,589人、令和3年度の対象者数が9,804人であったため、それぞれの受診率は、令和4年度が41.3%、令和3年度の受診率が43.4%となるために2.1%減少しています。

減少している理由としては、受診率が高い世代が後期高齢者の医療保険に移行していることによって、特定健診の受診率が相対的に減少していることも考えられます。またコロナ禍によりまして、受診控えへも若干影響していることと考えられます。

なお特定保健指導の実施者数も494人から461人に減少しています。

これは、特定健診の対象者数の減少により、指導対象者も減少しているためです。また、前年度に指導を受けたことによりまして、指導対象者から外れたことなどが原因と考えられます。

以上であります。

○**滝本委員長** 福永委員。

○**福永委員** 分かりました。自然的にこういうふうになってきたというそういう理解をしました。

一つお聞きしたいんですけども、この健診なんですけども、例えばそのずっと1か月に1回とか、主治医にかかって、いろいろ検査をしていると、だからもうこの検査は必要ないんだっていう人もたくさんいらっしゃると思うんですけど、ここにはそれを除くとかも書いてないんですけど、そういう方はどう考えたらいいんでしょう。

○**滝本委員長** 健康政策係長。

○**辻村健康増進課健康政策係長** 今委員おっしゃるように、定期的を受診されてる方っていうのは、結果、その定期的を受診してる結果を、健康増進課のほうへお持ちいただくと、特定健診をその代わりに受けたっていう登録ができるものですから、最終的に集計するときには受診率とか出すときには、その方たちも特定健診を受けたっていうことで、集計はさせていただきますが、ここでいう人数はあくまで本当に健診受けた方っていうのを、主要施策に記載しますので、先ほど課長が答弁したとおりの人数となります。

以上です。

○**滝本委員長** 福永委員。

○**福永委員** なるだけそういう方も、そういう書類とか結果を提出してほしいなっていう、そういう意向ということですね。

はい、分かりました。

○**滝本委員長** ほかにございますか。

ないようですけれども、それでは最後に全体を通して質疑のある方。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**滝本委員長** ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方、いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○滝本委員長 いいですか。はい。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第87号令和4年度湖西市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。
本案を、原案のとおり認定することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○滝本委員長 挙手多数です。

よって本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後1時05分 休憩

午後1時06分 再開

○滝本委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

続きまして、議案第89号令和4年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算書は24ページから27ページ及び354ページから361ページ、主要施策成果の説明書は221ページから224ページまでとなります。

これより、質疑を行います。

質疑は、歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは、はじめに歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。楠委員。

○楠委員 歳入の3款1項1目繰入金について伺いたいですけれども、2022年の10月からね、所得に応じて自己負担が2割になられる方が増えたと思うんですけれども、一般会計からの繰入金はこれ増加してるんですけれども、それよりも対象となる方が増えてるってということなのか、主な要因が分かれば教えていただきたい。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

保険料基盤安定繰入金は低所得者、被扶養者などに対する保険料の軽減分を一般会計から繰入れるものであります。

令和4年度は、被保険者数の増加及び令和3年度から適用されました軽減基準の拡大によって、該当所得の被保険者が増加したものと考えます。

なおこの繰入金の財源は4分の3は県が負担することになっております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 軽減基準の緩和のどこ、少しさわりでいいんで、分かりやすく教えていただけますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

軽減基準なんですけれども、7割、5割、2割というものと、あとは被扶養者の軽減があります。

7割軽減についてはですね、一般的に単身世帯の、いろいろ組み合わせによってですねいろいろ変わりますので、今回は単身世帯の場合のことを説明させてもらいたいと思います。

単身の被保険者の場合にはですね、所得が43万円以下の場合が7割軽減になります。

5割軽減についてはですね、71万5,000円以下の場合には5割軽減になります。

2割軽減については、95万円以下の場合に軽減を受けられます。

あと、社会保険の被扶養者の場合なんですけれども、後期高齢者の被保険者となった日の前日においてですね、いわゆるサラリーマンの扶養であったものに対しては、2年間は5割軽減されます。それぞれ軽減の場合には均等割額

が7、5、2割の軽減が受けられるものになります。

ちなみにですね、令和4年度現在でですね、軽減対象となっているのが大体60%ぐらいおります。細かく言うと59.3%なんですけど、それで7割軽減と言われる方がですね30.2%で、5割軽減と言われるものが14.5%、2割軽減と言われるものが14.1%、あとは被扶養者の方が0.5%ということになっております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 緩和された部分というのは、今ね、7割、5割、2割の負担っていうふうに言われたんですけども、所得が、アッパーが減額されていったという理解で、ごめんなさい、初歩的なところで申し訳ないです。伺いたいです。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 回答いたします。

そのとおりでございます。所得の上限がその以下になっているという話になります。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 対象の人数が増えたということと、所得の上限が下げられたということで、一般会計からの繰入れも増加をしている。来年度以降も同じような傾向になるでいいですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 来年度以降についてもですね、同じような傾向になるのではないかなとも思ってます。

ただしですね、実際には被保険者数が増えているものですから、まだちょっと増えるではないかなというように考えております。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 自己負担が2割になってもやっぱり一般会計からの負担はやっぱり増えていくってことなんですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 そのとおりだと思います。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 分かりました。終わります。

○滝本委員長 はい、歳入のほうで。神谷委員。

○神谷委員 歳入の関係です。

まず全般ですけども、被保険者数っていうのは説明書に8,944人と記載されておりますけれども、これは前年度と比較してどのくらい増えていますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 後期高齢者の人数につきましては、令和4年度末が8,944人になっております。令和3年度末なんですけど、8,525人ということで、令和4年度については419人増えております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、おおむね国保から減った人数分ぐらいがやはりこちらのほうへ移動してきているということですね。はい。その点分かりました。

あと、いいですかね、ついでに。1人当たりの保険料っていうのを伺いたいと思います。前年度と比較していかがでしょうか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和4年度からの保険料率の改定に伴いまして、所得割で8.29%、均等割が4万2,500円、あと賦課限度額というものがですね、上限になりますけれども、66万円ということになっております。

なお、前年度と比べまして所得割では0.22%と上がっております。均等割額としては400円上がっております。賦課限度額、上限になりますけれども、2万円上がっております。

また、1人当たりの保険料の推移は昨年度の6万9,600円と比べましてですね、7万5,000円ということになりますので、7.8%上がっております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、年間の保険料を算出するに当たっては、この8.29%とか、均等割、まず8.29%っていうのは、これどこも県内統一でよろしいですか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 後期高齢者の場合につきましては、静岡県内全て同じになります。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、均等割の4万2,500円については。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 これについても全て同じになります。

あと賦課限度額についてもですね、全て同じになります。

以上であります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、年間の保険料っていうのは、所得のあれによって多少違ってはきますけれども、すごい各市町で差が出てくるということはあまりないって思っても、所得に応じて、ちょっと前年の総所得に掛けて計算していったりするんで違ってくるかと思えますけれども、そんなに県内の市町の中で湖西市が高いほうとか低いほうとかっていう、何かそういう解釈って持ってもいいんですかね。高いほうとか低いほうぐらいはどうですか。それもないですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 それについてはですね、やっぱり市内の所得が多いのか、それとも少ないのかによって変わってくるもんですから、一概にはですね、高いほうなのか低いほうなのか一概に言うことはできないんです。

それ以上答えろということでしたらもうちょっと時間をいただきたいと思えますけどどういたしましょうか。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 結構です。終わります。

○滝本委員長 ほかにどうでしょうか。歳入のほうで。荻野委員。

○荻野委員 令和4年10月末現在の2割の負担割合の方の人数と割合を教えてくださいませんか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和4年の10月からのですね、医療費一部負担額の2割の制度が施行されてですね、令和4年10月時点の被保険者数の8,798人のうち、1,968人、22.37%の人がですね、被保険者が1割から2割負担へ移行しております。

参考までになんですけど、令和5年の8月分の広域組合の統計ではですね、令和4年度中の課税データが反映して

おります、令和5年度の2割の負担者がですね、8月時点で9,083人のうちですね2,021人の22.25%になります。

以上になります。

○滝本委員長 萩野委員。

○萩野委員 分かりました。

○滝本委員長 ほかにいかがですか。寺田委員。

○寺田委員 収納対策についてお伺いしたいんですが、滞納者の滞納理由とかですね、その滞納金額、そういったものはどうでしょうか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 ごめんなさい、滞納金額ということでよろしかったでしょうか。

全体の、それについては後ほど回答させていただきたいと思います。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 未収納になっている分ですね、そういうものの収納向上のための方策というのはどういったことを具体的にされてますか。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 令和4年度についてはですね、例年行っておりますですね、督促状でですね、催告状の送付をしたりだとか、あと電話催告だとか、あとは臨戸訪問、あとは預金調査を実施しております。

あと、督促状は年10回送付しまして、531人に対して実施しております。

あと、催告状についてはですね、年4回で49人に送付しております。

あと、電話催告につきましてはですね、5回実施しまして、60人に対し催告をしております。

あと、臨戸訪問ということなんですけど、3回を実施しまして、8人に対し訪問しました。

あと、預貯金調査なんですけど、年間を通して25人に対して行っております。

また、令和4年度については、前年度と比較しますと、電話催告、あと臨戸訪問を1回ずつ増やしましてですね、被保険者自ら納付するように促しております。

あと納付に応じない被保険者に対しては、預貯金調査だとかですね、滞納処分を実施しております。なお預貯金調査をした結果、自主納付だとかですね、資料がなかったために預貯金調査の差し押さえは実施していないということになっております。

以上になります。

○滝本委員長 寺田委員。

○寺田委員 いろいろな催促・督促ですね、そういう貯金調査とかですね、して、その効果っていうのはどうですか。そのうちの何割ぐらいが回収できた。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 大体でよろしいですかね。44%ぐらいあります。

以上になります。

○滝本委員長 ほかに。保険年金課長。

○佐原保険年金課長 先ほどですね繰越額ということで、違った、滞納者のですね、繰越額ということなんですけども、令和4年度現在がですね、滞納繰越分としましては319万2,300円あります。これについてはですね50名分でありまして、件数が151件ということになってます。

以上です。

○滝本委員長 ほかに。

それでは一応歳入のほうはこれだけっていうことで、歳出のほうに移ります。福永委員。

○福永委員 決算書の359ページで説明書の222ページです。

一般管理費の18節負担金で、広域連合一般会計負担金と広域連合特別会計負担金の違いを教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

広域連合の一般会計負担金は、広域連合の議会関係経費、あとは事務所の賃貸料やあと施設の管理費などの事務経費、あと総務室などの一般会計で負担する職員の人件費などを賄うための負担金になります。

特別会計負担金はですね、事業を実施する経費としまして、医療給付に伴う電算システムだとかレセプト点検などに要する経費になります。あとその費用の医療給付費などの特別会計で負担する職員の人件費などを賄うための負担金になります。

なおこの負担金、この広域連合の負担金になりますけれども、自主的な財源を持たない広域連合に対しまして、県内の35市町で負担をしております。

以上になります。

○滝本委員長 福永委員。

○福永委員 分かりました。

○滝本委員長 ほかによろしいですか。荻野委員。

○荻野委員 保険料の軽減対象者数とその割合を教えてください。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

令和4年度末の軽減対象者は、全体の被保険者のうち5,128人の59.3%の人が軽減を受けております。内訳についてはですね、7割軽減のものがですね2,613人の30.2%で、5割軽減のものについては1,255人になりまして14.5%、あと2割軽減の方はですね1,218人の14.1%、あとは社会保険などの被扶養者ですね、これについては42人の0.5%の人が受けております。

低所得者の軽減、軽減の所得制限などいろいろな組み合わせによって変わりますので、先ほど説明したことになりますので、以上になります。

○滝本委員長 ほかに歳出のほうでございませうか。よろしいですか。

それでは、最後に全体をとおして質疑のある方はございませうか。楠委員。

○楠委員 令和4年度の歳入歳出で縮めてみると、単年度収支が1,895万円の単年度で赤字になってるんですけども、主な要因とね、単年度収支で赤字になったとき、これ赤字でいいのかなっていうのが正直あったんですけど、これは大丈夫なのかなっていうところを教えてくださいと思います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 それについてはですね、事務処理の遅延がありましてですね、去年の3月だったかに遅延があったわけなんですけど、それについてはですね、例えば3月分の保険料を支払ってもらったわけなんですけれども、とりあえずうちのほうで遅延があったというものがですね、そこで入金というかですね、入金がありましたということですね、広域連合のほうに伝えなければならなかったんですけども、それを忘れていまして、それを4月の、例えば3日だとか4日だとかそのときになって、年度が変わってしまっ報告をしたという話になってるものですか、そのために1,800万円の赤字というか、ちょっとずれてるっていうかそういうふうな形になっております。申し訳ありません。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 これ事務処理が遅れたことによってことなんですけれども、どうなんだろう。遅れた理由ですとか、対策みたい

なものを伺えればと思います。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 対策についてはですね、もう、仕方がないものですから、もう必ず、その担当している者ですね、ダブルチェックをしろというふうに言っています。

それと合わせてですね、ダブルチェックということでやったかどうか、もう一人の方がチェックをするという形をとっています。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 ヒューマンエラーってね、どうしてもどこのセクションでもね、どこの仕事でもあるんですけど、もう少しテクニカルにフェールセーフっていうんすかね、なんか抜けがないような方策ってのはダブルチェックしかないんですかね。なんかそそれでも、ね。その人がまた忘れたらみたいなことあるんですけど、何か信号が出るとか、そういうのは何かないんですかね。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 特に信号が出るとかそういったものはシステム上はとれない、見れないものですから、やっぱりそれについてもお互いがやった、やっただとか、ちゃんとやればですね、問題ないものですから、そういった声を掛け合ってチェックをし合うと、そういうことしかないではないかなと思います。

以上になります。

○滝本委員長 楠委員。

○楠委員 注意して業務を遂行してください。終わります。

○滝本委員長 ほかにどなたかございますか。質疑のある方。神谷委員。

○神谷委員 今のところなんですけども、令和3年度は1,862万6,000円の黒字でした。令和4年度は逆にほぼ近い数字なんですけども、1,895万円の赤字でした。1,895万円の赤字っていうことに対しては、事務処理上のミス、遅延があったからこういうふうになりましたっていうことなんですけども、遅延がなかったら、前年度と同じような黒字というか、そういう数字が出てくるっていうことではないと思うんですけども、出てくるってことで、どのように解釈したらいいですか。このほぼ同額が赤字と黒字で、この要因が遅延ミスだけとは、ちょっと捉えづらいのかななんて思ったんですけど。

○滝本委員長 後期高齢者医療係長。

○榊原後期高齢者医療係長 お答えさせていただきます。

ちょっと今年度、令和4年度につきましては、その保険料の部分というか、繰越額が52万7,000円なんですけど、そのうち大体13万7,000円、これがですね、本来、会計課の出納整理期間中に収められたもの、これをですね、もうその今年度でいうと、その令和4年度では収納できないものですから、令和5年度に9月、今年度ですね、9月補正で13万7,000円を補正をして、来月、広域連合のほうに負担金として支払いをする。

この令和3年度だけが、ちょっとその事務処理の誤りがありまして、遅延ということで、1,890万円ほど、令和4年の9月に補正をとって、令和4年の10月に保険料として支払いをしたんですが、令和2年度のときも、大体20万円ほどですので、出納整理期間中に本来収められる金額っていうのは、令和3年度を除いてほぼ同額というような形になります。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 済んだのはあまり聞いてもいけないのでいいです。

そうしましたら、延滞金っていうのも発生したわけですか。

○滝本委員長 後期高齢者医療係長。

○榊原後期高齢者医療係長 お答えします。

その保険料の延滞金については特に発生はしてないです。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 了解しました。ありがとうございます。

特別徴収と普通徴収ですけども、先ほど滞納分のお話がありましたけども、特別徴収に関しては滞納はないという解釈でよろしいですか。

○滝本委員長 後期高齢者医療係長。

○榊原後期高齢者医療係長 お答えします。

特別徴収の方につきましては、偶数月の年金月に6回ですね、日本年金機構を通じて徴収しますので、滞納っていうことはないです。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 そうしますと、やっぱり納付書とかっていう方の普通徴収のほうで、滞納が発生してくるっていうことだと思うんですけども、この主要施策成果でしたっけ、この説明書によりますと、滞納繰越分では普通徴収保険料として109万4,000円入りましたって、ここに記載されております。

これだけ徴収しましたよって、あと本当にそうしますと、さっき319万円どんだけが滞納繰越しとなっているっていう答弁でしたけども、これ319万円そのものが、今、滞納繰越しになっているっていうまず捉え方でよろしいですね。

○滝本委員長 後期高齢者医療係長。

○榊原後期高齢者医療係長 お答えします。

議員のおっしゃるとおり、そのとおりになります。

ですので令和5年度、4年度の滞納繰越分が319万円ありますので、仮にその319万円が完納すれば、今度、令和5年度の滞納繰越分普通徴収保険料の決算額はイコールになってくるというような解釈で大丈夫です。

なかなか全てが、皆さん完納していただけるわけではないんですけど。

以上です。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました、ありがとうございます。

行政としてはやっぱり特別徴収を進めていらっしゃると思うんですよね。ちょっとぱっと計算ができないんですけども、特別徴収と普通徴収の割合って、自分で計算すればいいのかもしれませんが。

○滝本委員長 保険年金課長。

○佐原保険年金課長 お答えします。

特別徴収につきましてはですね、比率になりますけど81.87%。人数ですけど7,068人です。これは令和4年度末の本算定時になります。

普通徴収の方がですね18.13%おります。その人数になりますけれども、1,565人の人が普通徴収になっております。

以上になります。

○滝本委員長 神谷委員。

○神谷委員 分かりました。

なかなかね、年金から勝手に引かれるのは嫌だよって思う人もいたりする中で、難しいかなと思いつつも、

81.87%ぐらいの方が、応じてくださっているっていうんであれば、ありがたいなとも思います。ありがとうございました。

○滝本委員長 ほかにはよろしいですか。大丈夫ですか。

ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

滝本委員長 よろしいですか。はい。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第89号令和4年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり認定することに、賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○滝本委員長 挙手全員です。

よって本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。ありがとうございます。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告は、正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。

以上をもちまして、総務経済委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔午後1時40分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 滝本 幸夫